



「海岸保全施設補修事業実施要綱」の一部改正について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成11年4月7日

港 第 6 号
平成11年4月7日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長

} 様

土 木 部 長

「海岸保全施設補修事業実施要綱」の一部改正について（通知）

このことについて、運輸省港湾局長から別添写しのとおり通知がありましたので、ご承知ください。

港海第 169 号
平成11年4月1日

鳥 取 県 知 事 殿

運 輸 省 港 湾 局 長

「海岸保全施設補修事業実施要綱」の一部改正について

標記について、別紙のとおり改正したので通知する。

別 紙

「海岸保全施設補修事業実施要綱」の一部を次のように改正する。

3. の（2）を次のとおり改める。
 - （2） 一件あたりの事業費は都道府県（政令市、一部事務組合を含む。）が行うものにあつては、3500万円、市町村（新居浜港務局を含む。）が行うものにあつては、1,500万円以上のもの。

海岸保全施設補修事業実施要領新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
1. 事業の目的 海岸保全施設補修事業は、老朽化等により著しく機能が低下した海岸保全施設の補修を行い既存の施設を当初に計画した能力まで回復させ、災害の発生を未然に防止することを目的とする。 2. 事業の性格 地方財政法（昭和三十三年法律第一〇九号）第二十六條に基づき予算補助事業である。 3. 事業の採択方針 本事業は、次の条件を具備するものについて採択する。 （1）海岸管理者が管理する海岸保全施設で、次に掲げる海岸保全施設の補修事業であること。 ①堤防、護岸 ②離岸堤、突堤、根固、消波工等 ③水門、橋門、排水機場等 ④その他の附帯設備 （2）一件あたりの事業費は都道府県（政令市、一部事務組合を含む）が行うものにあつては、三、五〇〇万円、市町村（新設広域事務局を含む）が行うものにあつては、一、五〇〇万円以上のものとする。 4. 事業主体 本事業の事業主体は、地方公共団体とする。 5. 国の補助 国は海岸保全施設の補修に必要な事業費に対して、その1/3を補助する。	1. 事業の目的 海岸保全施設補修事業は、老朽化等により著しく機能が低下した海岸保全施設の補修を行い既存の施設を当初に計画した能力まで回復させ、災害の発生を未然に防止することを目的とする。 2. 事業の性格 地方財政法（昭和三十三年法律第一〇九号）第二十六條に基づき予算補助事業である。 3. 事業の採択方針 本事業は、次の条件を具備するものについて採択する。 （1）海岸管理者が管理する海岸保全施設で、次に掲げる海岸保全施設の補修事業であること。 ①堤防、護岸 ②離岸堤、突堤、根固、消波工等 ③水門、橋門、排水機場等 ④その他の附帯設備 （2）一件あたりの事業費は都道府県が行うものにあつては、三、〇〇〇万円、市町村が行うものにあつては、一、五〇〇万円以上のものとする。 4. 事業主体 本事業の事業主体は、地方公共団体とする。 5. 国の補助 国は海岸保全施設の補修に必要な事業費に対して、その1/3を補助する。